

### 内航船舶管理契約書改定趣旨書

2021年5月14日に「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（以下、「海事産業強化法」）が参議院本会議において全会一致で可決され成立しました。この法律は、造船・海運分野の競争力強化の他、船員の働き方改革や内航海運の生産性向上などによる海事産業全体の基盤強化を図ることを目的とするもので、これに伴い、造船法や海上運送法、船員法、船員職業安定法、内航海運業法、船舶安全法の6つの法律が改正されることとなりました。この法改正を受け、日本海運集会所書式指定委員会制定では、内航船舶管理契約書を改定すべく本年2月開催の2020年・2021年度第4回書式制定委員会においてその改定案が提示され、全会一致で承認されました。

#### (1) 委託内容に関する表記方法の改定

今回の内航海運業法の改正においては、内航海運業の登録対象として新たに「船舶の管理」が加えられ、その内容として「他人の需要に応じ、当該船舶に船員を乗り組ませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務」と定義されました（内航海運業法第2条）。この点に関して、旧内航船舶管理契約書では、船員配乗・雇用管理、船舶保守管理及び運航実施管理を独立して記載してそれぞれに諾否欄を設け、それらの業務を個別に自由に選択して引き受けることができるかのような表現となっていたため、船舶管理業としてこれらを一括して引き受けることになるよう、以下のとおり表記方法を改めることにしました。なお、登録が不要なドックや修繕等を想定した船舶保守管理のみを引き受ける場合については、これを同一書式において規律するには、保守管理費用について暦月間に対する金額を記載することになっている点や、委託期間の記載方法及びその更新が1年ごとであるといった点からやや問題があるものと思われるため、今回の改定では、本書式を内航海運業者として登録を要する船舶管理業の方々が利用されることを想定した契約書とし、船舶保守管理だけを行う方々からの要望が高まるようであれば、別途これに適した書式を作成することとしました。

#### (旧書式)

④	委託内容	1	船員配乗・雇用管理	<input type="checkbox"/> 諾・ <input type="checkbox"/> 否
		2	船舶保守管理	<input type="checkbox"/> 諾・ <input type="checkbox"/> 否
		3	運航実施管理	<input type="checkbox"/> 諾・ <input type="checkbox"/> 否

#### (新書式)

④	委託内容	1	<b>船員配乗・雇用管理、船舶保守管理、運航実施管理</b> (第2条、第3条及び第3条の2参照)
---	------	---	---

また上記記載欄の変更に合わせて、各条文のタイトル部分の適用条件も次のとおり削除しました。

#### (旧書式)

第2条【船員配乗・雇用管理】（第一部④欄1で諾と選択された場合に適用）

第3条【船舶保守管理】（第一部④欄2で諾と選択された場合に適用）

第3条の2【運航実施管理】（第一部④欄3で諾と選択された場合に適用）

(新書式)

第2条【船員配乗・雇用管理】~~(第一部④欄1で諾と選択された場合に適用)~~

第3条【船舶保守管理】~~(第一部④欄2で諾と選択された場合に適用)~~

第3条の2【運航実施管理】~~(第一部④欄3で諾と選択された場合に適用)~~

(2) 守秘義務条項と反社条項の新設

今回の改定を機に、旧内航船舶管理契約書に規定されていなかった守秘義務条項と反社条項を、他の内航書式に倣って以下のとおり新設しました。

**「第17条【守秘義務】**

1. 甲及び乙は、本契約の内容及びその履行状況並びに本契約を締結又は履行する過程で知った相手方並びに本船に関する情報については、秘密を保持するものとし、以下の場合を除き、相手方当事者の同意を得ずして第三者に対して開示しないものとする。
  - (1) 本契約に基づく義務の履行又は本契約に基づく権利の行使のために必要又は適切である場合
  - (2) 親会社又は子会社、弁護士、公認会計士、税理士等に対し、これらの者に同様の守秘義務を負わせたうえで開示する場合
  - (3) 権限を有する官公庁又は証券取引所から開示が命令又は要請された場合
2. 前項の情報には、以下の情報を含まないものとする。
  - (1) 相手方当事者から開示された時点で、既に公知となっていた情報
  - (2) 相手方当事者から開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
  - (3) 相手方当事者から開示された時点で、既に自ら保有していた情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から開示された情報
  - (5) 各当事者が所属する業界団体の求めに応じて提供する契約の相手方及び本船が特定され得ない形に加工された情報

**第18条【反社会的勢力の排除】**

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
  - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
  - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
  - (4) 本契約が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
  - ア 前項 (1) 又は (2) の確約に反する申告をしたことが判明した場合
  - イ 前項 (3) の確約に反し契約をしたことが判明した場合
  - ウ 前項 (4) の確約に反した行為をした場合
3. 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。」

以上